

管理文書

文書番号： 7210P003CM-10

NAMICS グリーン調達基準書

第21版

発効日：2026/6/1



ナミクス株式会社
品質保証本部

はじめに

ナミックスは企業理念において「創造と革新により、全ての人の幸福と自然の繁栄を実現する」を掲げ、様々な活動を展開しております。その活動の一つである、持続可能な社会の発展のために、製品の環境側面を考慮して設計する製品、いわゆる「環境配慮型製品」の創出は、国内外の環境関連法規制を順守し、継続的に実現して行くことが大切と考えており、これはお客様のニーズでもあり、社会からの要求でもあります。

そのためには、ナミックスが購入させていただきます原材料・副資材等が、環境負荷の低減に即していることが必須であり、お取引先の皆様のご理解とご協力が欠かせません。いままで共に鋭意展開して参りました活動を、グリーン調達基準として2005年に制定し、今回で第21版になりますが、これからも引き続き、ご支援・ご協力の程、よろしく御願い申し上げます。

目次

1. 基本方針
 1. 1 環境方針
 1. 2 製品含有化学物質管理方針
2. グリーン調達基準書の位置付け
 2. 1 目的
 2. 2 基本的な考え方
 2. 3 適用範囲
 2. 4 秘密保持
 2. 5 改訂
3. 用語の定義
 3. 1 原材料、副資材、その他材料
 3. 2 環境負荷化学物質等
 3. 3 規制物質、**制限**物質、管理物質
 3. 4 閾値、含有等
4. 環境負荷化学物質の管理基準
5. 環境負荷化学物質に関する要求事項
 5. 1 適合の保証について
 5. 2 環境負荷化学物質の含有状況と全廃に向けた是正計画について
 5. 3 データ測定、監査について
 5. 4 変更に関する事前承認について
 5. 5 お取引先様における管理について
6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項
 6. 1 お取引先様の環境保全活動について
 6. 2 お取引先様の製品含有化学物質管理について
7. 調査
 7. 1 目的
 7. 2 適用範囲
 7. 3 方法
 7. 4 ご提出いただく資料
 7. 5 提出時期
8. 調査結果に対する処置
9. 添付資料
 9. 1 添付一覧
 9. 2 最新版の配布
10. 問合せ先

1. 基本方針

1. 1

環 境 方 針

当社は多くの水辺空間を有し、ゆたかな川の流れが日本海に注ぐ“水の都”新潟市の東部に位置し、周囲を田畑の実に囲まれています。

創業以来この豊かな自然を守り、SEEDS（S：半導体、E：環境、E：エネルギー、D：デバイス、S：システム）をキーワードにエレクトロニクス製品に関わる絶縁・導電材料の研究開発を積極的に行い、製品の提供を通して人々の生活文化の向上に寄与してまいりました。

今後にも次に掲げる環境方針を行動のよりどころとし、社会や自然といった全ての関係において共存共栄を実現し、共に繁栄することを目指しています。

-
1. 環境保全活動を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、環境パフォーマンスを向上させるための環境マネジメントシステムの継続的改善を通して一層の社会的責務を果たす。
 2. 環境方針はすべての社員に周知し、一人ひとりが地球環境問題を自覚し、社会に貢献するよう努める。
 3. 環境保全に関する法令を遵守し、当社が同意する業界や関連団体の指針を含む国際的な協調に努め、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系を保護し、汚染の予防と安全操業・保安防災の向上を図る。
 4. 事業活動に係わる環境側面について、次の環境保全活動を主軸として推進する。
 - 4-1. 省エネルギーの推進
 - 4-2. 3Rの推進（発生抑制：Reduce, 再使用：Reuse, 再資源化：Recycle）
 5. 製品の環境負荷低減のために、次の活動を推進する。
 - 5-1. 製品の持つ環境影響を最小限にするよう配慮した研究開発・設計に取り組む。
 - 5-2. 製品に含有する環境負荷化学物質の削減・代替を推進する。
 - 5-3. 製品包装材料の最小限化に取り組む。
 - 5-4. 環境に配慮した資材調達活動を積極的に展開する。
 6. 環境影響評価の結果を考慮し、環境方針と整合した環境目的を中期計画として策定するとともに、単年度ごとに環境目標を策定し具体的な実施計画を設定し実行する。

ナミックス株式会社

代表取締役社長 小田嶋 壽信

製品含有化学物質管理方針

当社は、次に掲げる製品含有化学物質管理方針を定め、これに基づき年度毎に目標を設定し、達成のための施策を全社へ展開、実施し、お客様が期待する化学物質に対する要求事項及び各国の法的要求事項への遵守徹底、並びに有害物質の削減を目指し活動しております。

- 有害物質を含有しない製品を提供し続けるための継続的な活動を行う。
 - 当社製品に適用される国内外の化学物質法規制の要求事項を遵守する。
1. 当社は、常にお客様の期待、ニーズに関心を持ち、お客様との積極的なコミュニケーションを通じて顧客ニーズを先取りした製品含有化学物質管理を確保し、お客様の信頼、及び満足を達成する。
 2. お客様の期待する化学物質に対する要求事項及び法的要求事項を満たすと共に製品含有化学物質管理システムの有効性を継続的に改善する。
 3. 年度毎に製品含有化学物質管理目標を設定して各部門に展開し、有害物質の全廃へ積極的に取組むと共に、毎月達成状況を確認して、必要な場合には適切な処置を行う。
 4. 製品含有化学物質管理方針、及び年度製品含有化学物質管理目標は、全社員に周知徹底する。
 5. 製品含有化学物質管理方針、及び製品含有化学物質管理目標は、毎年5月と11月に開催されるマネジメントレビュー会議でその適切性についてレビューを行う。

ナミックス株式会社

代表取締役社長 小田嶋 壽信

2. グリーン調達基準書の位置付け

2. 1 目的

資源保護や環境保全に配慮した資材調達を実現することにより、サプライチェーン全体で環境への負荷を軽減するため、並びに化学物質規制を順守した製品をお客様にお届けするために、原材料を調達する際のお取引先様との関係において必要な事項を本文書に定めております。

2. 2 基本的な考え方

ナミックスは、次の活動を通して環境保全活動及び、製品含有化学物質管理に関する活動を共有できるお取引先様と、パートナーシップを推進して参ります。

- (1) 環境保全を推進しているお取引先様からの調達を推進します。
- (2) 環境負荷の少ない原材料・副資材の調達を推進します。
- (3) 適切な製品含有化学物質管理を実施しているお取引先様からの調達を推進します。

2. 3 適用範囲

本基準書は、ナミックスが生産する製品の原材料、副資材、その他材料等と、これらの調達先に適用します。

2. 4 秘密保持

お取引先様より提出される資料、データ等につきましては、当該お取引先様の承認を得ないまま、第三者に開示することはありません。お取引先様の個人情報につきましては、適正な取扱いに関する法令、その他の規範を順守いたします。

2. 5 改訂

本基準書は、国内外の各種法規制、社会的な要求、および技術進歩による変化等に応じて、改訂することがあります。

3. 用語の定義

3. 1 原材料、副資材、その他材料

お取引先様の製品をナミックスが調達して、以下の用途で使用されるもの。

(1) 原材料

ナミックス製品を直接構成する原材料として、ナミックスが使用するもの。
(例. 樹脂、金属粉、ガラスフリット、顔料、溶剤、添加剤など)

(2) 副資材

お客様へ納入するナミックス製品から、上記(1)原材料を除いたもの。
(例. 包装材料として使用するもので、容器、袋、ダンボール、緩衝材、テープ、ラベルなど)

(3) その他材料

ナミックスが購入する原材料の内、ナミックス製品(完成品)に残留、又は含有しないもの。(例. 製造工程において使用する洗浄剤)

3. 2 環境負荷化学物質等

(1) 環境負荷化学物質

以下を全て満たすもの。

- 1) ナミックスが製品の製造時に、原材料、副資材、その他材料として使用する化学物質。
- 2) 環境や人の健康に影響を与え、かつ法規制や自主基準により管理すべき化学物質。
- 3) 関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」(最新版)で指定する化学物質。

(2) ハロゲンフリー

ハロゲン元素を含んだものは焼却する際にダイオキシンを発生するなど、有害物質に変性することが多いため、近年、ハロゲンフリー化の動きが進んでいます。

ナミックス製品もハロゲンフリー化を推進しており、閾値は国際規格 I E C 6 1 2 4 9 - 2 - 2 1 に従い以下のように設定しております。

塩素<900 ppm、臭素<900 ppm、塩素+臭素<1500 ppm

この閾値は、お取引先様の製品に対して要求するものではありません。
ただし、ナミックスが本活動を継続する為、閾値に関わらず常に最新のハロゲンの含有情報をご提供ください。

3. 3 規制物質、制限物質、管理物質

(1) 規制物質

- 1) レベル1：ナミックスが購入する調達品への閾値以上の含有を禁止するもの。
- 2) レベル2：原則としてレベル1と同様に閾値以上の含有を禁止するが、条件付きで使用を認めるもの。

代替材料が無い等の技術的な理由で、止むを得ず使用する場合、
社会環境や法規制の動向に従い、将来的にはレベル1への移行を考慮し、出来る限り製品への含有回避または削減に努めるべきもの。

(2) 制限物質

現時点で直ちに含有を禁止する必要はないが、顧客要求により使用が制限される物質。

(3) 管理物質

含有を禁止、または制限する必要はないが、使用の有無および含有濃度について、データを把握すべきものであり、意図的使用または含有が既知である場合に、報告の対象とするもの。(chemSHERPA 管理対象物質 等)

3. 4 閾値、含有等

(1) 閾値

均質材料が含む化学物質の許容濃度を指す。

- 1) 「均質材料」とは、機械的に別々の材料に分離できない材料をいう。
- 2) 「機械的に分離」とは、原則、ネジの取り外し・切断・粉碎・研削・研磨等の機械的行為によって材料を分離することをいう。

(2) 含有

意図的、非意図的を問わず、添加、充填、混入または付着により、原材料、副資材、又はその他材料に残存すること。

(3) 含有既知

川上メーカーから環境負荷化学物質の含有について情報提供を受けている、あるいは、何かしらのデータから含有を確認していること。

(4) 意図的使用

特定の特性、外観、または品質をもたらすために、原材料、副資材、またはその他材料の製造時に意図して使用すること。但し、使用した化学物質が最終的に残存しない場合は除く。

(5) 適合

規制物質を含有しない、もしくは含有量が閾値未満であること。

(6) 不純物

天然材料中に含有し、工業精製の過程で技術的に除去しきれない化学物質、または合成反応の過程で副産物として非意図的に生成される、または未反応分として残存する化学物質で技術的に除去しきれない化学物質をいう。

4. 環境負荷化学物質の管理基準

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」をご参照ください。

5. 環境負荷化学物質に関する要求事項

ナミックスは、お取引先様へ以下の事項を要求いたします。
なお、お取引先様と製造元様が異なる場合は、原則、製造元様でご対応いただくこととなります。
その場合は、以降の文書において、お取引先様を製造元様へ読み替え頂くようお願いいたします。

5. 1 適合の保証について

対象製品に対して、規制物質を含有しない、もしくは含有量が閾値未満であることの保証をお願いいたします。

5. 2 環境負荷化学物質の含有状況と全廃に向けた是正計画について

- (1) 規制物質を含有している場合は、その含有状況と全廃に向けた是正計画を様式：別紙-2にてご報告ください。
- (2) 管理物質を含有している場合は、その含有状況を様式：別紙-3にてご報告ください。
- (3) 塩素、臭素、フッ素を含有している場合は、製品全体としての含有状況を様式：別紙-3にてご報告ください。

5. 3 データ測定、監査について

前項5. 1～5. 2について、測定データの提出を要求させていただく場合がございます。
また、実地監査や自主監査の実施をお願いする場合がございます。

5. 4 変更に関する事前承認について

以下のいずれかをお取引先様において変更する場合は、事前にその旨を、書面でナミックスへ申請いただき、承認を得てください。

- (1) 使用する原材料（お取引先様の製品を構成するもの）。
- (2) 配合。
- (3) 製法（工程）、設備、場所。

5. 5 お取引先様における管理について

前項5. 1～5. 4を順守する一環として、お取引先様にて以下をご実施ください。（詳細は後項6参照）

- (1) 原材料を調達する際の、グリーン調達の実施。
- (2) 製品を出荷する際の、出荷検査の適宜実施。
- (3) 調達先を変更する際の、上記（1）（2）の実施。

6. お取引先様の環境負荷化学物質の管理システム構築に関する要求事項

ナミックスはグリーン調達を推進するため、お取引先様へ次のことを要求いたします。

6. 1 お取引先様の環境保全活動について

- (1) ISO14001の外部認証を取得しているか、またはその計画があること。
- (2) グリーン調達を実施しているか、またはその計画があること。
- (3) ISO14001の外部認証を未取得の場合には、環境保全に対し、該当する範囲において、次の取組みがなされていることを望みます。

1) 企業理念

- ・環境保全に関する企業理念がある。
- ・環境保全に対する方針を定め、継続的改善及び汚染の防止に努めている。
- ・環境方針で、環境に関する法規制の順守を定めている。
- ・環境方針を全従業員へ周知し、第三者が入手できる。

2) 組織・計画

- ・環境保全に対する目的・目標がある。
- ・目的、目標を達成するための組織、責任者が明確になっている。
- ・目的、目標を達成するための実行計画がある。

3) 環境側面への対応

- ・以下の項目を管理・評価し、改善に努力している。

大気汚染、 水質汚濁、 騒音・振動、 管理物質、 廃棄物
エネルギー（電気・ガス・燃料等）

4) 教育訓練・情報提供

- ・環境関連の教育を実施している。
- ・著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事するものに、教育訓練を実施している。
- ・環境保全に関する情報を公開している。

5) 物流の合理化

- ・リデュース、リユース、リサイクル、輸送手段の効率化等に取り組んでいる。

6. 2 お取引先様の製品含有化学物質管理について

(1) 異常品管理

不適合品が発生した時は、対象ロットを明確にし（隔離、識別等）、正常品と明確に分け、不適合品が誤って流出しないようにする。

(2) 作業管理

生産工程（生産に付随する工程も含む）においては、ルール通りに作業が進められ不適合品が生産されないようになっている。

(3) 資材、購買管理

原材料の選定基準、成分基準が明確で、これに沿った原材料が調達されている。

(4) トレーサビリティ

出荷履歴が記録として保管され、原材料ロットに遡って履歴が特定できるようになっており、要求に応じてその記録を提出できるようになっている。

(5) 変更管理

原材料、工程、場所等の変更に際しては、事前に変更影響を評価し問題の無いことを確認し変更申請を提出の上、ナミックス承認のもとにて変更を実施している。

7. 調査

ナミックスは、グリーン調達を推進するため、定期的または不定期に、本基準書に沿った内容について、調査いたします。

7. 1 目的

お取引先様において、本基準書5項および6項の内容が滞りなく運用されていることを確認させていただきます。

7. 2 適用範囲

ナミックスおよびナミックスが指定する会社等が、直接または第三者を通じて、お取引先様の製品を調達し、原材料、副資材、その他材料として使用するものに適用します。

7. 3 方法

調査は、ナミックスが使用する原材料、副資材、その他材料について、環境負荷化学物質の含有に関する情報を、一品毎に、ご提出いただきます。

7. 4 ご提出いただく資料

(1) 受領確認書（別紙－1）

本基準書、NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リストの最新版を、ナミックスホームページよりご入手頂き、お取引先様にてご確認いただいた後（お取引先様と製造元様が異なる場合は、製造元様にてご確認いただいた後）本受領確認書を直ちにご返送ください。

(2) 適合証明書 (別紙-2)

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」に記載の規制物質に対して、お取引先様の製品が当該リストの閾値を遵守できている場合は、適合を選択の上、1 ページ目のみご発行ください。

規制物質を含有する場合は、1 ページ目で適切な区分を選択し、2 ページ目以降に全廃に向けた是正計画への見解をご報告の上、ご発行ください。

(今後の対策、代替案等、あるいは含有が回避であり、現状のままとする場合は、その理由をご記載ください。)

お取引先様の製品がナミックスの要求に対して適合しない場合は、本基準書 8 項の対応を実施いたします。

(3) 分析データ

前項 (2) 適合証明書の根拠及び、ナミックス製品のハロゲンフリー設計推進、世界的な P F A S 規制を遵守した設計推進の為、下記要件を満たした分析データをご提出ください。

1) 前項 (2) の発行日から、原則 1 年以内のものとする。

2) 国際規格に則った分析方法であること。

| 分析対象物質 | 分析方法/装置の例 | 国際規格 |
|------------|------------------------|-------------|
| 鉛、カドミウム、水銀 | ICP-OES、ICP-AES、ICP-MS | IEC 62321 |
| 六価クロム | UV-VIS | IEC 62321 |
| PBBs、PBDEs | GC-MS | IEC 62321 |
| フタル酸エステル類 | GC-MS | IEC 62321 |
| 塩素、臭素、フッ素 | IC | BS EN 14582 |

分析における定量下限値はナミックスの保証要求値を順守している事。

3) 無機原材料、金属材料は PBB、PBDE 測定を XRF 法において、全臭素測定としても可とする。

4) 第三者機関分析、あるいは第三者機関分析と同等要件を備える自社分析であること。

5) 分析データには以下の項目を完備していること。

- ・ 試料名
- ・ 測定日
- ・ 分析前処理法および 試験方法
- ・ 各分析対象の試験結果および 定量下限値
- ・ 分析フローチャート

6) 分析対象は以下のものとする。

「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBBs、PBDEs」の 6 物質群
および「DEHP、BBP、DBP、DIBP」のフタル酸エステル類 4 物質
「塩素、臭素、フッ素」のハロゲン 3 物質

(4) 成分表及び各国登録状況 (別紙-3)

1) 成分を明示いただくために必要です。

2) 成分の合計は、100%になるように、ご記入ください。

副資材は、部位を記入し、部位毎の合計が 100%になるようにご記入ください。

3) 環境負荷化学物質に関わる情報は、以下の通りご記入ください。

・管理No.

関連規定「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」で指定する化学物質の中で管理No.に該当する番号を選択ください。

環境負荷化学物質に該当しない成分は、管理No.の代わりに、“非該当”を選択ください。

・報告の範囲

環境負荷化学物質が意図的／非意図的に関わらず、含有既知の場合は、閾値未満であっても、すべてご報告ください。

・CAS No.

環境負荷化学物質に該当する成分がCAS No.を有する場合、必ずご記入ください。環境負荷化学物質に該当せず、企業秘等の理由でCAS No.を開示頂けない成分がある場合は、別紙-3 補完資料に必要な情報を入力し、追加でご提出をお願いいたします。

・含有量

含有量が範囲を有している場合、あるいは、不明瞭な化学物質については、“設計上、想定される最大値”にてご記入ください。

・含有区分および用途／目的

意図的使用か、あるいは、不純物か等、環境負荷化学物質を含有している理由についてご記入ください。

・ハロゲン含有情報

本基準書3. 2項の要求に従い、意図的／非意図的に関わらず、お取引先様の製品に含まれる全塩素、全臭素および全フッ素について、**設計上の最大値**をご記入ください。
設計上の最大値が不明な場合は、分析値をご記入ください。

4) ナミックス製品の海外出荷の可否を判断するため、海外各国における既存化学物質リストへの登録状況をご記入ください。

含有の用途／目的が”不純物”の成分に関しては、各国登録状況の判定考慮の対象となりません。
また、副資材は調査対象外となるため、登録状況については回答不要です。

登録が無く流通が出来ない国がある場合は、今後、当該国への申請が発生した場合の協力の可否をご回答ください。

5) 輸出貿易管理令、米国輸出管理規則（EAR）の該非確認のため、輸出貿易管理令の該非及び、生産国（最終的な加工又は製造を行った国）の情報をご記入ください。別紙-3の要求に応じて、該非判定書のご提出をお願いいたします。

(5) SDS (Safety Data Sheet)

原則、JIS Z 7253 に準拠した書式での**最新版**のご提出を、お願いいたします。

(6) chemSHERPA

経済産業省の主導によるサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達スキームであり、前項(2) 適合証明書を発行する場合に、その含有している内容を明確にするためにも必要です。意図的/非意図的を問わず、既知であるものはご記入ください。

- 1) ご使用の際は、以下 Web サイトより、最新版のダウンロードをお願いします。
 (日本語) <https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool>
 (英語/中国語) <https://cmp-consortium.com/english/chemsherpa/tool>
- 2) 発行の際、以下をご留意の上ご提出ください。
 - ・原材料及びその他材料：化学品データ作成支援ツール(chemSHERPA-CI)を使用し、shci ファイル および、エクセル出力したものをご提出ください。
 - ・副資材：成型品データ作成支援ツール(chemSHERPA-AI)を使用し、shai ファイルをご提出ください。
- 3) chemSHERPA は、弊社より要請した時点における最新のデータ作成支援ツールを用いてご発行ください。

7. 5 提出時期

| | 提出時期 様式 | 取引 開始時 | 定期調査 (原材料) | 定期調査 (副資材) | 随時 | 備考 |
|--|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----|
| 受領確認書 | 別紙-1 | ○ | ○ | ○ | - | |
| 適合証明書 | 別紙-2 | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 分析データ | 指定なし | ○ | ○ | ○ | △ | |
| 成分表及び各国登録状況 ^{※3} | 別紙-3 | ○ | ○ | ○ ^{※1} | △ | |
| SDS | JIS | ○ | △ | △ | △ | |
| chemSHERPA-CI (原材料、その他材料) chemSHERPA-AI (副資材) | 共通 | ○ | ○ | ○ ^{※1} | △ | |
| 該非判定書 | 別紙-4 | ○ ^{※2} | ○ ^{※2} | - | △ ^{※2} | |

○：必要、△：変更あれば必要

※1 成分表及び各国登録状況、又は chemSHERPA-AI どちらかの提出で可とします。

※2 別紙-3の要求に応じて必要な場合にご提出をお願いします。

※3 CAS No を開示頂けない場合は、別途補完資料にて追加調査の回答をお願いします。

- (1) 取引開始時に必ず1度は、全ての書類を提出いただくこととなります。
- (2) 定期調査(年1回)の際に回答いただくものが、定期調査時に相当します。

前回の調査時またはそれ以前の調査結果をもって代替することはできません。調査の度に、新たに調査いただき、その最新の結果をご提出いただくこととなります。

- (3) 随時とは、以下を指します。

- 1) 関連する法規制の改訂があり、それに該当する場合
- 2) chemSHERPA 管理対象物質の改訂があり、それに該当する場合
- 3) 以下に該当し、何らかの変更が発生した場合

- ・前項 5. 4 変更に関する事前承認
- ・前項 5. 5 お取引先様における管理

4) その他、お取引先様もしくはナミックスにおいて、必要があると認める場合

8. 調査結果に対する処置

前項7. 4において、それらの内容に懸念が生じた場合、又は適合証明書（別紙－2）を発行できない場合には、まず、提供可能な内容にて各資料を発行いただき、その後、技術的に代替が困難であるかの見地に立って、当該お取引先様と調整の上、処置の内容を判断いたします。

9. 添付資料

9. 1 添付一覧

(1) NAMICS グリーン調達基準 別紙一式

- 別紙－1 受領確認書
- 別紙－2 適合証明書
- 別紙－3 成分表及び各国登録状況
- 別紙－4 該非判定書

(2) 関連規定

NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト

9. 2 最新版の配布

- (1) 定期調査の際には、その都度ナミックスから、改訂のご案内を配布致します。案内を受領しましたら、ナミックスホームページより最新版一式の入手をお願いします。
- (2) 随時、ナミックスからお願いする場合も、上記（1）と同様です。

10. 問合せ先

本基準書の内容に関するお問合せは、下記へ御願いたします。

ナミックス株式会社 品質保証本部 品質保証ユニット 化学物質管理グループ
TEL：025-258-5577（代表）

ナミックス株式会社 グリーン調達基準書
第21版

発行部署：ナミックス株式会社
品質保証本部

■ご提出いただく資料について

以下、各フォーマットごとの注意点をご確認いただきました上で、資料の発行をお願いいたします。

詳しくは、弊社グリーン調達基準書の7.4項“ご提出いただく資料”をご参照願います。

| 資料名 | 様式 | 評価 選定時 | 定期調査 (原材料) | 定期調査 (副資材) | 随時 (変更発生 時等) | 備考 |
|------------------------------|-----------------|-----------|---------------|---------------|--------------------|---|
| 受領確認書 | 本ファイル [別紙-1] | ○ | ○ | ○ | - | ・グリーン調達基準一式を受領後、直ちにご返送ください。 ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。 |
| 適合証明書 | 本ファイル [別紙-2] | ○ | ○ | ○ | △ | ・証明区分が「条件付き適合」、又は「不適合」となる場合は、2ページ目以降の規制物質ごとの“確認結果”欄も漏れなくご入力ください。 ・押印のうえ、PDFにてご提出ください。 |
| 成分表及び各国登録状況 *3 | 本ファイル [別紙-3] | ○ | ○ | ○*1 | △ | ・対象製品が複数あります場合は、シートを複製してご作成ください。 ・閾値未満であっても、含有の情報をお持ちの場合はご回答をお願いします。 ・押印不要です。エクセルシートのままご提出ください。 |
| 該非判定書 | 本ファイル [別紙-4] | ○*2 | ○*2 | - | △*2 | ・別紙-3「輸出貿易管理令」の回答が「該当」又は「非該当」となる場合に作成をお願いします。 ・貴社独自のフォーマットをお持ちの場合は、そちらで提出頂いても構いません。 ・該非判定や該当項目が異なる製品がある場合は、それぞれ別ファイルに分けて、該非判定書の発行をお願いします。 輸出貿易管理令については、下記リンクにある、「貨物・技術のマトリクス表」を参照の上、ご回答下さい。 出典：経済産業省 安全保障貿易管理 Export Control (https://www.meti.go.jp/policy/ampo/) |
| chemSHERPA-CI (原材料、その他材料) | 業界共通 | ○ | ○ | - | △ | ・以下Webサイトより、最新版をダウンロードし、ご作成ください。 (和文) https://cmp-consortium.com/chemsherpa/tool (英文) https://cmp-consortium.com/english/chemsherpa/tool ・1000ppm未満であっても、含有の情報をお持ちの場合はご回答ください。 |
| chemSHERPA-AI (副資材) | | | - | ○*1 | | |
| 分析データ | 指定なし | ○ | ○ | ○ | △ | ■分析対象物質： 「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE」 および「DEHP、BBP、DBP、DIBP」 「塩素、臭素、フッ素」のハロゲン3物質 |
| SDS | JIS | ○ | △ | △ | △ | ・原則、JIS Z 7253に準拠した書式にてご提出ください。 ・最新の国内法規制に従った内容にてご発行ください。 ・可能であれば英文版も併せてご提供ください。 |

○：必要、△：変更あれば必要、-：不要

*1：どちらか一方のご提出で構いません。

*2：別紙-3 輸出貿易管理令の回答が「該当」又は「非該当」の場合のみご提出ください。

*3：CAS Noを開示頂けない場合は、別途補完資料にて追加調査の回答をお願いします。

受領確認書

以下一式を受領いたしました。

NAMICSグリーン調達基準書 第21版

別紙ー1 受領確認書

別紙ー2 適合証明書

別紙ー3 成分表および各国登録状況

別紙ー4 該非判定書

関連規定：NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リスト

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

| | | |
|----------------|--------|---|
| 受領日 | | |
| 会社名（事業所名） | | |
| 責任部署名 | | |
| 責任者 役職、氏名、印 | 役職 | |
| | 氏名 | 印 |
| | TEL | |
| | FAX | |
| | E-mail | |

Ver. 21 別紙-2
ナミックス（株）
品質保証本部 宛

NAMICS グリーン調達基準 適合証明書

貴社に納入する以下の製品は、最新のNAMICSグリーン調達基準を以下の証明区分で満たしていることを証明します。

- 適合： 規制レベル1～2のすべての物質が調達基準の閾値（許容濃度）に適合している。
- 条件付き適合：規制レベル1の物質は調達基準の閾値（許容濃度）に適合しているが、規制レベル2の物質を閾値を越えて含有しており、併せて以下の「2-使用物質 詳細報告」に記載した対策に沿って是正に取り組む。
- 不適合： 規制レベル1の物質を閾値を越えて含有している。
又は、規制レベル1の物質は調達基準の閾値（許容濃度）には適合しているが、規制レベル2の物質を閾値を越えて含有している。さらに以下の「2-使用物質 詳細報告」に記載した理由により含有することが不可避であり、現状のままとする。

※黄色のセルを全て埋めた上でご提出をお願いします。

- 入力要項
 - ①「対象製品リスト」に調査対象製品名を記入下さい。
 - ② NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リストを確認し、「証明区分」を回答下さい。
※証明区分が「適合」の場合は③の対応は不要です。
 - ③ 1-1、1-2の確認結果に回答を入力下さい。
閾値（許容濃度）を越えて含有している場合は”不適合”を選択し「2-使用物質 詳細報告」に含有情報をご報告願います。
対象用途 に該当しない場合は、“対象外”を選択願います。
複数製品で回答される際、確認結果が「不適合」と「対象外」で重複する場合は、「不適合」を選択願います。
 - ④ 責任者に押印を頂いた上、弊社へご提出下さい。

※別途NAMICSグリーン調達基準 環境負荷物質リストを確認しており、証明区分が「適合」となる場合は、2ページ目以降の提出は不要です。

対象製品リスト

| No. | 製品名 | 証明区分 | No. | 製品名 | 証明区分 |
|-----|-----|------|-----|-----|------|
| 1 | | | 11 | | |
| 2 | | | 12 | | |
| 3 | | | 13 | | |
| 4 | | | 14 | | |
| 5 | | | 15 | | |
| 6 | | | 16 | | |
| 7 | | | 17 | | |
| 8 | | | 18 | | |
| 9 | | | 19 | | |
| 10 | | | 20 | | |

備考：

| | | |
|----------------------|--------|---|
| 回答年月日 | | |
| 会社名（事業所名） | | |
| 責任部署名 | | |
| 責任者 役職 氏名 印 | 役職 | |
| | 氏名 | 印 |
| | TEL | |
| | FAX | |
| | E-mail | |

1. 環境負荷化学物質 適合状況の確認

1-1. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴う）

| 管理 No. | 物質名 | 分析対象 | CAS No. | 規制 レベル | 対象用途 | 閾値 (許容濃度) | 確認結果 | |
|--------|-----------------------------------|---------------|---------|--------|-----------------|---------------------------|------|---------------------------------|
| P1001 | カドミウム及びその化合物 | 原材料、 その他材料 | — | レベル1 | 亜鉛を含む金属材料の不純物 | 意図的使用無し、 かつ100ppm未満 | | |
| | | | | | 上記以外の用途 | 意図的使用無し、 かつ5ppm未満 | | |
| P1002 | 鉛及びその化合物 | | — | レベル1 | 以下を除く全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | | |
| | | | | | スズを含む金属材料の不純物 | 意図的使用無し、 かつ500ppm以下 | | |
| P2004 | 鉛及びその化合物 | | — | レベル2 | ガラスフリット | 意図的使用無し、 かつ100ppm未満 | | |
| P1003 | 水銀及びその化合物 | | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ2ppm未満 | | |
| P1004 | 六価クロム化合物 | | — | レベル1 | 以下を除くすべての用途 | 意図的使用無し、 かつ10ppm未満 | | |
| | | | — | レベル2 | 三価クロムを含有する複合酸化物 | 意図的使用無し、 かつ10ppm未満 | | |
| P1005 | 包装材におけるカドミウム、鉛、水銀、六価クロム（4重金属）の合計 | | 副資材 | — | レベル1 | ナミックスが包装材料として購入している全ての副資材 | | 包装を構成する各均質素材毎で、4重金属の合計で50ppm 未満 |
| P1006 | ポリブロモビフェニル (PBB) | | 全材料 | — | レベル1 | 全ての用途 | | 意図的使用無し、 かつ5ppm未満 |
| P1007 | ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE) (DecaBDE含む) | — | | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ10ppm未満 | | |
| P1033 | 特定のフタル酸エステル (DEHP/DBP/BBP/DTBP) | 別表1.4参照 | | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | | |

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない）

| 管理 No. | 物質名 | CAS No. | 規制 レベル | 対象用途 | 閾値 (許容濃度) | 確認結果 |
|--------|--|--|--------|-------------------|---|------|
| P1008 | ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) | 25637-99-4 3194-55-6 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | |
| P1009 | ポリ塩化ビフェニル (PCB) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ0.1ppm未満 | |
| P1010 | ポリ塩化ナフタレン (PCN) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ5ppm未満 | |
| P1011 | ポリ塩化ターフェニル (PCT) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ2ppm未満 | |
| P1012 | 塩素化パラフィン (CP) | 85535-84-8 84082-38-2 71011-12-6 85536-22-7 85535-85-9 85535-86-0 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ100ppm未満 | |
| P1013 | ポリ塩化ビニル及びPVC混合物 | — | レベル1 | 絶縁テープ、ラベルを除く全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1014 | ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF6) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1015 | オゾン層破壊物質 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1016 | ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1017 | パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び関連物質 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつPFOS とその塩及び関連物質の合計で25ppb未満 | |
| P1018 | パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩及び関連物質 | 別表1.1参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつPFOA とその塩及び関連物質の合計で 25ppb未満 | |
| P1019 | ベリリウム及びその化合物 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1020 | 塩化コバルト | 7646-79-9 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1021 | 砒素及びその化合物 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | |
| P1022 | 石綿 (アスベスト) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない）続き

| 管理No. | 物質名 | CAS No. | 規制レベル | 対象用途 | 閾値 (許容濃度) | 確認結果 |
|-------|---|--|-------|--------------------------|--|------|
| P1023 | 特定アゾ化合物 (特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン) | 別表1.2参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ20ppm未満 | |
| P1024 | ホルムアルデヒド | 50-00-0 | レベル1 | 不純物、又は未反応分としての残留を除く全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ300ppm未満 | |
| P1025 | N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST) | 68921-45-9 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1026 | フマル酸ジメチル (DMF) | 624-49-7 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ0.1ppm未満 | |
| P1027 | 特定の多環芳香族炭化水素 (PAH) | 別表1.3参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1ppm未満 | |
| P1028 | ベンゼン | 71-43-2 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1029 | ヘキサクロロベンゼン | 118-74-1 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ10ppm未満 | |
| P1030 | 人権侵害及び高リスク地域に関する鉱物 (紛争地域、及び高リスク地域 (CAHRAs) 原産の鉱物) https://www.cahraslist.net/cahras (金、スズ、タンタル、タングステン及びコバルト、マイカ、ニッケル、グラファイト、リチウム、銅) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1031 | 放射性物質 [ウラン (U)、プルトニウム (Pu)、ラドン (Rn)、アメリシウム (Am)、トリウム (Th)、セシウム (Cs)、ストロンチウム (Sr) など] | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1032 | 赤燐/黄燐 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1034 | りん酸トリス2-クロロエチル (TCEP) りん酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) りん酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP) | 115-96-8 13674-84-5 13674-87-8 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1035 | ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつPFHxSとその塩の合計で25ppb未満 PFHxS関連物質の合計で1000ppb未満 | |
| P1036 | デカブROMジフェニルエタン (DBDPE) | 84852-53-9 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ500ppm未満 | |
| P1037 | 1,6,7,8,9,14,15,16,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02.13.05.10] オクタデカ-7,15ジエン ("デクロランプラス" TM) | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1ppm未満 | |
| P1038 | 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFAcs) およびペルフルオロアルキルカルボン酸化合物 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1039 | TSCA 優先物質 (PBT, First 10 Chemical Substances) | 別表1.5参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1040 | アクリルアミド (モノマー) | 79-06-1 2680-03-7 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ5ppm未満 | |
| P1041 | ダイオキシン類及びフラン類 | 別表1.6参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1042 | クロロフェノール | 別表1.7参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ0.1ppm未満 | |
| P1043 | 着色剤 (発がん性、皮膚感作性の懸念があるもの) | 別表1.8参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ10ppm未満 | |
| P1044 | ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつPFHxAとその塩の合計で25ppb未満 PFHxA関連物質の合計で1000ppb未満 | |
| P1045 | メチルフェノール化合物 | 95-48-7 106-44-5 108-39-4 1319-77-3 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつメチルフェノール化合物の合計で10ppm未満 | |
| P1046 | 農薬類 | 別表1.9参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ農薬類の合計で0.5ppm未満 | |
| P1047 | UV安定剤 | 3846-71-7 3864-99-1 25973-55-1 36437-37-3 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1ppm未満 | |
| P1048 | ペルフルオロカルボン酸 (PFCA) C9-C21 とその塩及び関連物質 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつPFCAとその塩及び関連物質の合計で25ppb未満 | |
| P1049 | ポリ臭化ターフェニル | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ5ppm未満 | |
| P1050 | ハロゲン化ジフェニルメタン類 | 76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1ppm未満 | |
| P1051 | ラテックス、天然ゴム | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1052 | 過塩素酸塩 | 7601-89-0 7778-74-7 7790-98-9 7791-03-9 10034-81-8 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ過塩素酸塩の合計で0.1ppm未満 | |

1-2. 規制物質（“適合”の根拠として分析データを伴わない）続き

| 管理No. | 物質名 | CAS No. | 規制レベル | 対象用途 | 閾値 (許容濃度) | 確認結果 |
|-------|---|---|-------|----------|-----------------------------------|------|
| P1053 | テトラブロモビスフェノールA(TBBA, TBBPA) | 79-94-7 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ800ppm未満 | |
| P1054 | ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)及び関連物質 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1055 | 1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) | — | レベル1 | 包装材料、印刷物 | インク中で1000ppm未満、 かつ意図的使用無し | |
| P1056 | 3~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) | — | レベル1 | 包装材料、印刷物 | インク中で1ppm未満、 かつ意図的使用無し | |
| P1057 | 16~35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH) | — | レベル1 | 包装材料、印刷物 | インク中で1000ppm未満、 かつ意図的使用無し | |
| P1058 | セレン | 7782-49-2 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ500ppm未満 | |
| P1059 | クロルピリホス | 2921-88-2 | レベル1 | 全ての用途 | 含有無し | |
| P1060 | ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) | — | レベル1 | 全ての用途 | 含有無し | |
| P1061 | ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) | — | レベル1 | 全ての用途 | 含有無し | |
| P1062 | 塩素化芳香族炭化水素類 | — | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ0.1 ppm未満 | |
| P1063 | 化審法 第一種特定化学物質 | https://www.nile.go.jp/chem/jchack/inf/acton/firstone1/firstone-japanese-v211 | レベル1 | 全ての用途 | 含有無し | |
| P1064 | EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XIV | https://echa.europa.eu/authorisation-list | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P1065 | ハロゲン系難燃剤 | — | レベル1 | 全ての用途 | ハロゲン元素の総量で1000ppm未満、 又は意図的使用無し | |
| P1066 | 2-フェニル-2-プロパノール | 617-94-7 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | |
| P1067 | ジフェニルチオ尿素 | 102-08-9 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1068 | エストラゴール | 140-67-0 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1069 | ヘキサメチレンテトラミン | 100-97-0 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ100ppm未満 | |
| P1070 | 2-メルカプトベンゾチアゾール | 149-30-4 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ25ppm未満 | |
| P1071 | 2-アミノエタノール | 141-43-5 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1072 | N-ニトロソアミン類 | 別表1.10参照 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ0.5ppm未満 | |
| P1073 | p-フェニレンジアミン | 106-50-3 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P1074 | アセトフェノン | 98-86-2 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | |
| P1075 | アセトフェノンアジン | 729-43-1 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ2ppm未満 | |
| P1076 | フェノールフタレイン | 77-09-8 | レベル1 | 全ての用途 | 意図的使用無し | |
| P2001 | PFAS (Per- and Polyfluoroalkyl Substances) 少なくとも1つの脂肪族-CF2または-CF3を含む物質 | — | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ50ppm未満 | |
| P2002 | ビス(2-メトキシエチル)エーテル | 111-96-6 | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P2003 | アクリレートモノマー グループ1 | 別表1.11参照 | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P2005 | 4,4'メチレンジアニリン | 101-77-9 | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ20ppm未満 | |
| P2006 | ポリメチレンポリフェニルアミン | 25214-70-4 | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P2007 | ポリオキシエチレンニルフェニルエーテル | 9016-45-9 | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |
| P2008 | ポリ(オキシエチレン) = オクチルフェニルエーテル | 9036-19-5 | レベル2 | 全ての用途 | 意図的使用無し、 かつ1000ppm未満 | |

含有する規制物質の管理No.

| |
|--|
| |
|--|

別表1.1 パーフルオロオクタン酸（PFOA）及びその化合物

| 物質名 | CAS No. |
|-----------------------------------|-----------|
| Pentadecafluorooctanoic acid | 335-67-1 |
| Ammonium pentadecafluorooctanoate | 3825-26-1 |
| Sodium pentadecafluorooctanoate | 335-95-5 |
| Potassium perfluorooctanoate | 2395-00-8 |
| Silver(1+) perfluorooctanoate | 335-93-3 |
| Pentadecafluorooctyl fluoride | 335-66-0 |
| Methy perfluorooctanoate | 376-27-2 |
| Ethyl perfluorooctanoate | 3108-24-5 |
| PFOA related substances | - |

別表1.2 特定アゾ化合物（特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン）の一覧

| 物質名 | CAS No. |
|--|------------|
| 4-aminodiphenyl | 92-67-1 |
| benzidine | 92-87-5 |
| 4-chloro-o-toluidine; 4-chloro-2-methylaniline | 95-69-2 |
| 2-naphthylamine | 91-59-8 |
| o-aminoazotoluene | 97-56-3 |
| 2-amino-4-nitrotoluene; 5-nitro-o-toluidine | 99-55-8 |
| p-chloroaniline | 106-47-8 |
| 2,4-diaminoanisole | 615-05-4 |
| 3,3'-dichlorobenzidine | 91-94-1 |
| 3,3'-dimethoxybenzidine | 119-90-4 |
| 3,3'-dimethylbenzidine | 119-93-7 |
| 3,3'-dimethyl-4,4'-diaminodiphenylmethane; 4,4'-diamino-3,3'-diphenylmethane | 838-88-0 |
| p-cresidine; 6-methoxy-m-toluidine | 120-71-8 |
| 4,4'-methylene-bis-(2-chloroaniline) | 101-14-4 |
| 4,4'-oxideaniline | 101-80-4 |
| 4,4'-thiodianiline; 4,4'-diaminodiphenylsulfide | 139-65-1 |
| o-toluidine | 95-53-4 |
| 2,4-toluylenediamine; 4-methyl-m-phenylenediamine | 95-80-7 |
| 2,4,5-trimethylaniline | 137-17-7 |
| o-anisidine | 90-04-0 |
| 4-aminoazobenzene | 60-09-3 |
| 4-Chloro-2-toluidine hydrochloride | 3165-93-3 |
| 2,4-Diaminoanisole sulfate | 39156-41-7 |
| 2-Naphthylamine acetate | 553-00-4 |
| 2,4,5-Trimethylaniline hydrochloride | 21436-97-5 |
| 2,4-Xylydine | 95-68-1 |
| 2,6-Xylydine | 87-62-7 |

別表1.3 特定の多環芳香族炭化水素（PAHs）の一覧

| 物質名 | CAS No. |
|------------------------|-----------------------|
| Benzo[a]pyrene | 50-32-8 |
| Benzo[e]pyrene | 192-97-2 |
| Benzo[a]anthracene | 56-55-3, 1718-53-2 |
| Chrysene | 218-01-9 |
| Benzo[b]fluoranthene | 205-99-2 |
| Benzo[j]fluoranthene | 205-82-3 |
| Benzo[k]fluoranthene | 207-08-9 |
| Dibenzo[a,h]anthracene | 53-70-3 |

別表1.4 特定のフタル酸（DEHP/DBP/BBP/DIBP）の一覧

| 物質名 | CAS No. |
|--|----------|
| Bis (2-ethylhexyl)phthalate; Di (2-ethylhexyl) phthalate | 117-81-7 |
| Dibutyl phthalate; Di-n-butyl phthalate | 84-74-2 |
| Benzyl butyl phthalate; Butyl benzyl phthalate | 85-68-7 |
| Diisobutyl phthalate; Di-i-butyl phthalate | 84-69-5 |

別表1.5 TSCA 優先物質（PBT, First 10 Chemical Substances）

| 物質名 | CAS No. |
|---|--------------------------------------|
| Decabromodiphenyl ether (DecaBDE) | 1163-19-5 |
| Phenol, Isopropylated Phosphate (PIP) (3 : 1) | 68937-41-7 |
| 2, 4, 6-Tris (tert-butyl) phenol (TTBP) | 732-26-3 |
| Pentachlorothiophenol (PCTP) | 133-49-3 |
| Hexachlorobutadiene (HCBD) | 87-68-3 |
| Methylene Chloride | 75-09-2 |
| 1-Bromopropane | 106-94-5 |
| Cyclic Aliphatic Bromide Cluster (HBCD) | 25637-99-4 3194-55-6 3194-57-8 |
| Asbestos | 1332-21-4 |
| Carbon Tetrachloride | 56-23-5 |
| 1,4-dioxane | 123-91-1 |
| N-Methylpyrrolidone (NMP) | 872-50-4 |
| Perchloroethylene | 127-18-4 |
| Pigment Violet 29 | 81-33-4 |
| Trichloroethylene (TCE) | 79-01-6 |

別表1.6 ダイオキシン類及びフラン類

| 物質名 | CAS No. |
|--|-------------|
| 1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzo-p-dioxin | 40321-76-4 |
| 2,3,7,8-Tetrachlorodibenzofuran | 51207-31-9 |
| 2,3,4,7,8-Pentachlorodibenzofuran | 57117-31-4 |
| 2,3,7,8-Tetrachlorodibenzo-p-dioxin | 1746-01-6 |
| 1,2,3,4,7,8-Hexachlorodibenzo-p-dioxin | 39227-28-6 |
| 1,2,3,6,7,8-Hexachlorodibenzo-p-dioxin | 57653-85-7 |
| 1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzo-p-dioxin | 19408-74-3 |
| 1,2,3,7,8-Pentachlorodibenzofuran | 57117-41-6 |
| 1,2,3,4,7,8-Hexachlorodibenzofuran | 70648-26-9 |
| 1,2,3,6,7,8-Hexachlorodibenzofuran | 57117-44-9 |
| 1,2,3,7,8,9-Hexachlorodibenzofuran | 72918-21-9 |
| 2,3,4,6,7,8-Hexachlorodibenzofuran | 60851-34-5 |
| 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzo-p-dioxin | 35822-46-9 |
| 1,2,3,4,6,7,8,9-Octachlorodibenzo-p-dioxin | 3268-87-9 |
| 1,2,3,4,6,7,8-Heptachlorodibenzofuran | 67562-39-4 |
| 1,2,3,4,7,8,9-Heptachlorodibenzofuran | 55673-89-7 |
| 1,2,3,4,6,7,8,9-Octachlorodibenzofuran | 39001-02-0 |
| 2,3,7,8-Tetrabromodibenzo-p-dioxin | 50585-41-6 |
| 1,2,3,7,8-Pentabromodibenzo-p-dioxin | 109333-34-8 |
| 2,3,7,8-Tetrabromodibenzofuran | 67733-57-7 |
| 2,3,4,7,8-Pentabromodibenzofuran | 131166-92-2 |
| 1,2,3,4,7,8-Hexabromodibenzo-p-dioxin | 110999-44-5 |
| 1,2,3,6,7,8-Hexabromodibenzo-p-dioxin | 110999-45-6 |
| 1,2,3,7,8,9-Hexabromodibenzo-p-dioxin | 110999-46-7 |
| 1,2,3,7,8-Pentabromodibenzofuran | 107555-93-1 |

別表1.7 クロロフェノール

| 物質名 | CAS No. |
|--|------------|
| 2,3,4,5-Tetrachlorophenol (2,3,4,5-TeCP) | 4901-51-3 |
| 2,3,4,6-Tetrachlorophenol (2,3,4,6-TeCP) | 58-90-2 |
| 2,3,5-Trichlorophenol (2,3,5-TCP) | 933-78-8 |
| 2,3,5,6-Tetrachlorophenol (2,3,5,6-TeCP) | 935-95-5 |
| 2,3,6-Trichlorophenol (2,3,6-TCP) | 933-75-5 |
| 2,4,6-Trichlorophenol (2,4,6-TCP) | 88-06-2 |
| 3,4,5-Trichlorophenol (3,4,5-TCP) | 609-19-8 |
| Pentachlorophenol and its salts and esters | - |
| Tetrachlorophenol, including isomers | 25167-83-3 |
| Trichlorophenol, including isomers | 25167-82-2 |

別表1.8 着色剤

| 物質名 | CAS No. |
|--------------------------|------------------------------------|
| Acid Red 26 | 3761-53-3 |
| Basic Red 9 | 569-61-9 |
| Basic Violet 14 | 632-99-5 |
| Direct Black 38 | 1937-37-7 |
| Direct Blue 6 | 2602-46-2 |
| Direct Red 28 | 573-58-0 |
| Direct Yellow 1 | 6472-91-9 |
| Disperse Blue 1 | 2475-45-8 |
| Disperse Orange 11 | 82-28-0 |
| Disperse Yellow 3 | 2832-40-8 |
| Quinoline | 91-22-5 |
| Pigment Yellow 34 | 1344-37-2 |
| Pigment Red 104 | 12656-85-8 |
| Disperse Blue 3 | 2475-46-9 |
| Disperse Blue 7 | 3179-90-6 |
| Disperse Blue 26 | 3860-63-7 |
| Disperse Blue 35 | 12222-75-2 |
| Disperse Blue 102 | 12222-97-8 |
| Disperse Blue 106 | 12223-01-7 |
| Disperse Blue 124 | 61951-51-7 |
| Disperse Brown 1 | 23355-64-8 |
| Disperse Orange 1 | 2581-69-3 |
| Disperse Orange 3 | 730-40-5 |
| Disperse Orange 37/59/76 | 12223-33-5 |
| Disperse Red 1 | 2872-52-8 |
| Disperse Red 11 | 2872-48-2 |
| Disperse Red 17 | 3179-89-3 |
| Disperse Yellow 1 | 119-15-3 |
| Disperse Yellow 9 | 6373-73-5 |
| Disperse Yellow 39 | 12236-29-2 |
| Disperse Yellow 49 | 54824-37-2 |
| Disperse Yellow 64 | 10319-14-9 |
| Pigment Black 25 | 68186-89-0 |
| Pigment Yellow 157 | 68610-24-2 |
| Solvent Yellow 14 | 842-07-9 |
| 4-Amino-3-fluorophenol | 399-95-1 |
| Acid Violet 49 | 1694-09-3 |
| Basic Blue 26 | 2580-56-5 |
| Basic Violet 1 | 8004-87-3 |
| Basic Violet 3 | 548-62-9 603-48-5 14426-25-6 |
| D&C Orange No. 17 | 3468-63-1 |
| D&C Red No. 8 | 2092-56-0 |
| D&C Red No. 9 | 5160-02-1 |
| D&C Red No. 19 | 81-88-9 |
| Disperse Orange 149 | 85136-74-9 |
| Disperse Yellow 23 | 6250-23-3 |
| Malachite Green | 10309-95-2 |
| Navy Blue | 118685-33-9 |
| Solvent Blue 4 | 6786-83-0 |

別表1.9 農薬類

| 物質名 | CAS No. |
|-----------------|-----------|
| Aldrine | 309-00-2 |
| Azinphos ethyl | 2642-71-9 |
| Azinphos methyl | 86-50-0 |
| Bromophos-ethyl | 4824-78-6 |
| Captafol | 2425-06-1 |
| Carbaryl | 63-25-2 |

別表1.9 農薬類 (続き)

| 物質名 | CAS No. |
|---|------------|
| Quintozene (pentachlorobenzene) | 82-68-8 |
| Strobane | 8001-50-1 |
| Telodrin | 297-78-9 |
| Toxaphene | 8001-35-2 |
| Tribufos (DEF) | 78-48-8 |
| 2,4,5-Trichlorophenoxyacetic acid, salts and compounds | 93-76-5 |
| 2-(2,4,5-Trichlorophenoxy)propionic acid, salts and compounds | 93-72-1 |
| Trifluralin | 1582-09-8 |
| Chlordane | 54-74-9 |
| Chlordecone | 143-50-0 |
| Chlordimeform | 6164-98-3 |
| Chlorfenvinphos | 470-90-6 |
| Coumaphos | 56-72-4 |
| Cyfluthrin | 68359-37-5 |
| Cyhalothrin, λ - | 91465-08-6 |
| Cypermethrin | 52315-07-8 |
| Deltamethrin | 52918-63-5 |
| Demeton | 919-86-8 |
| Diazinon | 333-41-5 |
| <i>o,p'</i> -Dichlorodiphenyldichloroethane (<i>o,p'</i> -DDD) | 53-19-0 |
| <i>p,p'</i> -Dichlorodiphenyldichloroethane (<i>p,p'</i> -DDD) | 72-54-8 |
| <i>o,p'</i> -Dichlorodiphenyldichloroethylene (<i>o,p'</i> -DDE) | 3424-82-6 |
| <i>p,p'</i> -Dichlorodiphenyldichloroethylene (<i>p,p'</i> -DDE) | 72-55-9 |
| <i>o,p'</i> -Dichlorodiphenyltrichloroethane (<i>o,p'</i> -DDT) and its isomers; preparations containing DDT and its isomers | 789-02-6 |
| <i>p,p'</i> -Dichlorodiphenyltrichloroethane (<i>p,p'</i> -DDT) and its isomers; preparations containing DDT and its isomers | 50-29-3 |
| 2,4-Dichlorophenoxyacetic acid, its salts and compounds | 94-75-7 |
| Dichlorprop | 120-36-5 |
| Dicrotophos | 141-66-2 |
| Dieldrine | 60-57-1 |
| Dimethoate | 60-51-5 |
| Dinoseb and salts | 88-85-7 |
| Endosulfan, alpha | 959-98-8 |
| Endosulfan, beta | 33213-65-9 |
| Endrine | 72-20-8 |
| Esfenvalerate | 66230-04-4 |
| Ethyl parathion | 56-38-2 |
| Fenvalerate | 51630-58-1 |
| Heptachlor | 76-44-8 |
| Heptachloroepoxide | 1024-57-3 |
| Hexachlorobenzene | 118-74-1 |
| Hexachlorocyclohexane (HCH), all isomers | 608-73-1 |
| Isodrin | 465-73-6 |
| Kelevane | 4234-79-1 |
| Lindane | 58-89-9 |
| Malathion | 121-75-5 |
| MCPA | 94-74-6 |
| MCPB | 94-81-5 |
| Mecoprop | 93-65-2 |
| Methamidophos | 10265-92-6 |
| Methoxychlor | 72-43-5 |
| Methyl parathion | 298-00-0 |
| Mevinphos | 7786-34-7 |
| Mirex | 2385-85-5 |
| Monocrotophos | 6923-22-4 |
| Perthane | 72-56-0 |
| Profenophos | 41198-08-7 |
| Propetamphos | 31218-83-4 |
| Quinalphos | 13593-03-8 |

別表1.10 N-ニトロソアミン類

| 物質名 | CAS No. |
|----------------------------|------------|
| N-Nitrosodibutylamine | 924-16-3 |
| N-Nitrosodiethanolamine | 1116-54-7 |
| N-Nitrosodiethylamine | 55-18-5 |
| N-Nitrosodiisopropylamine | 601-77-4 |
| N-Nitrosodimethylamine | 62-75-9 |
| N-Nitrosodiphenylamine | 86-30-6 |
| N-Nitrosodipropylamine | 621-64-7 |
| N-Nitrosoethylphenylamine | 612-64-6 |
| N-Nitrosomethylethylamine | 10595-95-6 |
| N-Nitrosomethylphenylamine | 614-00-6 |
| N-Nitrosomorpholine | 59-89-2 |
| N-Nitrosopiperidine | 100-75-4 |
| N-Nitrosopyrrolidine | 930-55-2 |

別表1.11 アクリレートモノマー グループ1

| 物質名 | CAS No. |
|--|-------------|
| 1,6-Hexanediol diacrylate | 13048-33-4 |
| 2-(2-Ethoxyethoxy)ethyl acrylate | 7328-17-8 |
| 2-Acryloyloxyethyl butylcarbamate | 63225-53-6 |
| 2-Phenoxyethyl acrylate(PHEA) | 48145-04-6 |
| 4-tert-Butylcyclohexyl acrylate(TBCHA) | 84100-23-2 |
| Butanediol diacrylate | 1070-70-8 |
| Isobornyl acrylate | 5888-33-5 |
| Tetrahydrofurfuryl acrylate | 2399-48-6 |
| Trimethylo Ipropane triacrylate | 15625-89-5 |
| Tripropylene glycol diacrylate | 42978-66-5 |
| Methyl 2-((allyloxy)methyl)acrylate (MAOMA) | 219828-90-7 |
| Tetrahydrofurfuryl methacrylate (THFMA) | 2455-24-5 |
| (2-ethyl-2-methyl-1,3-dioxolan-4-yl)methyl acrylate (EMDMA) | 69701-99-1 |
| 3a,4,5,6,7,7a-hexahydro-4,7-methano-1Hindenyl acrylate (HHMIA) | 33791-58-1 |
| Dicyclopentylloxyethyl acrylate (DCPOEA) | 65983-31-5 |
| Propoxylated tetrahydrofurfuryl acrylate (PTHFA) | 149303-87-7 |
| Dipropylene glycol diacrylate (DPGDA) | 57472-68-1 |
| Cyclohexyl methacrylate (CHMA) | 101-43-9 |
| 1,5-Pentanediyol diacrylate (PDDA) | 36840-85-4 |
| 2,3-epoxypropyl methacrylate (Glycidyl methacrylate) | 106-91-2 |
| Dipentaerythritol hexaacrylate (DPEHA) | 29570-58-9 |
| Dipentaerythritol pentaacrylate (DPEPA) | 60506-81-2 |



各国化学物質規制 適合確認書

本紙は、弊社グリーン調達基準 別紙-3"成分表及び各国登録状況"にて、CAS#等の詳細な成分情報を提供いただくことが難しい場合に追加で提出いただく資料となります。

海外各国は、既存化学物質インベントリー制度のみならず、それぞれ独自に化学物質に関する法律・規則を制定しており、国内法で規制を受けない化学物質であっても、現地への流通に際して、輸入者への情報提供の義務が発生する場合があります。

各国の法的な義務・要求に則った流通を実現するため、詳細情報の公開が難しい成分に対して、以下 各国規制への適合状況をご回答願います。

| | | |
|-----------------|------|--|
| 製品名 | | |
| 対象成分 (非公開成分) | No.1 | |
| | No.2 | |
| | No.3 | |

| 仕向け国 | 化学法規名 | 参照先(リンク) | 確認結果 | 対象成分No.* |
|------|--|--|------|----------|
| 韓国 | 化評法(K-REACH)/化管法：有害化学物質、重点管理物質 | https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop | | |
| 中国 | 危険化学品目録（2015版） | | | |
| 台湾 | TCCSCA：毒性化学物質 | | | |
| 米国 | TSCA：重要新規利用規則（SNUR） | | | |
| | TSCAインベントリー（秘密の部に収載されている場合は確認結果にPMNNoを記載下さい） | https://www.epa.gov/tscainventory/how-access-tscainventory | | |
| タイ | 有害物質法（Hazardous Substances Act B.E., 2535）リスト5.1~5.6 |   | | |
| ベトナム | 化学品法(Law on Chemicals(No.06/2007/QH12)) 付録1、付録2、付録3 | http://chemicaldata.gov.vn/cms.xc 検索方法は別シート参照 | | |

※確認結果が「該当、又は知見無し」の場合は、「対象成分(非公開成分)の番号」を入力下さい。

確認結果が「該当」となる場合は、以下の設問にもご回答をお願いいたします。

対象成分が上記規制に該当となります場合、詳細情報の提供について、別途協議をお願いする場合がございます。情報開示要求についての貴社ご見解を選択ください。

回答欄：

備考

| | |
|-------|--|
| 回答年月日 | |
| 会社名 | |
| 担当者 | |

ベトナム 国家化学品データベースシステム: <http://chemicaldata.gov.vn>

注意: 「Internet Explorer」の場合、以下の画面を開けない事がありますので、「Google Chrome」もしくは、「Microsoft Edge」をご利用願います。

HỆ THỐNG CƠ SỞ DỮ LIỆU HÓA CHẤT QUỐC GIA
VIETNAM NATIONAL CHEMICAL DATABASE SYSTEM

Trang chủ Tài liệu Tìm kiếm

Hóa chất **クリック**

TIN NGÀNH HÓA CHẤT

Nâng cao năng lực bảo vệ môi trường cho các doanh nghiệp ngành Hóa chất
Ngày đăng: 19/09/2022
Ngày 14/9, tại Hải Phòng, Cục Kỹ thuật an toàn và Môi trường công nghiệp – Bộ Công Thương...

HỆ THỐNG CƠ SỞ DỮ LIỆU HÓA CHẤT QUỐC GIA
VIETNAM NATIONAL CHEMICAL DATABASE SYSTEM

Trang chủ Tài liệu Tìm kiếm

Hóa chất

Nội dung cần tìm 🔍 **クリック**

Danh mục chất

| STT | Mã | Cas | Tên chất | Phụ lục quản lý | Thao tác |
|-----|----|-----|----------|--|----------|
| | | | | - 113/2017/NĐ-CP ngày 09/10/2017: Hóa Chất Phải Khai Báo | |

HỆ THỐNG CƠ SỞ DỮ LIỆU HÓA CHẤT QUỐC GIA
VIETNAM NATIONAL CHEMICAL DATABASE SYSTEM

Trang chủ Tài liệu Tìm kiếm

Hóa chất

Nội dung cần tìm

Danh mục chất

Tìm kiếm nâng cao

Mã quản lý (NciNo) Chỉ tìm hóa chất đề xuất cho NCI
*【既存化学物質】のみを検索の対象とするため、必ずこちらにチェックを入れてください。

Mã số Cas **クリック** Bắt đầu với

CAS No. 入力

HS Code Bắt đầu với UnNo

Tên chất

Tìm tên chất tiếng Việt Tìm tên chất tiếng Anh

Phụ lục quản lý

Công ước

Làm lại **Tìm kiếm** **クリック**

HỆ THỐNG CƠ SỞ DỮ LIỆU HÓA CHẤT QUỐC GIA
VIETNAM NATIONAL CHEMICAL DATABASE SYSTEM

Trang chủ Tài liệu Tìm kiếm

Hóa chất

Nội dung cần tìm 🔍

Danh mục chất **既存化学物質リストに登録がある場合は、ここに物質名が表示されます。**

| STT | Mã | Cas | Tên chất | Phụ lục quản lý | Thao tác |
|-----|--------------------|---------|---|--|----------|
| 1 | Nci No: HSCode: | 50-00-0 | Tiếng Việt: Formaldehyde Quốc tế: Formaldehyde | - 113/2017/NĐ-CP ngày 09/10/2017: Hóa Chất Phải Khai Báo - 82/2022/NĐ-CP ngày 18/10/2022: Hóa Chất Phải Khai Báo - 113/2017/NĐ-CP ngày 09/10/2017: Hóa Chất Hạn Chế Sản Xuất, Kinh Doanh Trong Lĩnh Vực Công Nghiệp - Khác - 82/2022/NĐ-CP ngày 18/10/2022: Hóa Chất Hạn Chế Sản Xuất, Kinh Doanh Trong Lĩnh Vực Công Nghiệp - Khác | i |

NAMICS グリーン調達基準 該当物質 一覧

別紙-3「NAMICS グリーン調達基準」欄 入力用の参考情報です。

同じ物質でも「対象用途」により「規制レベル」が異なる場合があります。詳しくは、最新の「NAMICS グリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」をご参照願います。

| 規制レベル | 管理No. | 物質名 |
|-------|-------|--|
| レベル 1 | P1001 | カドミウム及びその化合物 |
| レベル 1 | P1002 | 鉛及びその化合物 |
| レベル 2 | P2004 | 鉛及びその化合物 (ガラスフリット) |
| レベル 1 | P1003 | 水銀及びその化合物 |
| レベル 1 | P1004 | 六価クロム化合物 |
| レベル 2 | P2009 | 六価クロム化合物 (三価クロムを含有する複合酸化物) |
| レベル 1 | P1005 | 包装材におけるカドミウム、鉛、水銀、六価クロム (4 重金属) の合計 |
| レベル 1 | P1006 | ポリブロモビフェニル (PBB) |
| レベル 1 | P1007 | ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE) (DecaBDE含む) |
| レベル 1 | P1008 | ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) |
| レベル 1 | P1009 | ポリ塩化ビフェニル (PCB) |
| レベル 1 | P1010 | ポリ塩化ナフタレン (PCN) |
| レベル 1 | P1011 | ポリ塩化ターフェニル (PCT) |
| レベル 1 | P1012 | 塩素化パラフィン (CP) |
| レベル 1 | P1013 | ポリ塩化ビニル及びPVC混合物 |
| レベル 1 | P1014 | ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF6) |
| レベル 1 | P1015 | オゾン層破壊物質 (ODS) |
| レベル 1 | P1016 | ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC) |
| レベル 1 | P1017 | パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) とその塩及び関連物質 |
| レベル 1 | P1018 | パーフルオロオクタノ酸 (PFOA) とその塩及び関連物質 |
| レベル 1 | P1019 | ベリリウム及びその化合物 |
| レベル 1 | P1020 | 塩化コバルト |
| レベル 1 | P1021 | 砒素及びその化合物 |
| レベル 1 | P1022 | 石綿 (アスベスト) |
| レベル 1 | P1023 | 特定アゾ化合物 (特定のアミンが発生するアゾ化合物および特定アミン) |
| レベル 1 | P1024 | ホルムアルデヒド |
| 制限 | R001 | ホルムアルデヒド (対象用途 以外) |
| レベル 1 | P1025 | N-フェニルベンゼンアミンとスチレンおよび2, 4, 4-トリメチルペンテンとの反応生成物 (BNST) |
| レベル 1 | P1026 | フマル酸ジメチル (DMF) |
| レベル 1 | P1027 | 多環芳香族炭化水素 (PAHs) |
| レベル 1 | P1028 | ベンゼン |
| レベル 1 | P1029 | ヘキサクロロベンゼン |
| レベル 1 | P1030 | 人権侵害及び高リスク地域に関わる鉱物 (紛争地域、及び高リスク地域(CAHRAs)原産の鉱物) |
| レベル 1 | P1031 | 放射性物質 [ウラン (U)、プルトニウム (Pu)、ラドン (Rn)、アメリシウム (Am)、トリウム (Th)、セシウム (Cs)、ストロンチウム (Sr) など] |
| レベル 1 | P1032 | 赤燐/黄燐 |
| レベル 1 | P1033 | 特定のフタル酸 (DEHP/DBP/BBP/DIBP) |
| レベル 1 | P1034 | りん酸トリス2-クロロエチル (TCEP) りん酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) りん酸トリス(1, 3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP) |
| レベル 1 | P1035 | ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及び関連物質 |
| レベル 1 | P1036 | デカブロモジフェニルエタン (DBDPE) |
| レベル 1 | P1037 | "デクロランプラス" TM |
| レベル 1 | P1038 | 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 |
| レベル 1 | P1039 | TSCA 優先物質 (PBT、First 10 Chemical Substances) |
| レベル 1 | P1040 | アクリルアミド (モノマー) |
| レベル 1 | P1041 | ダイオキシン類及びフラン類 |
| レベル 1 | P1042 | クロロフェノール |
| レベル 1 | P1043 | 着色剤 (発がん性、皮膚感作性の懸念があるもの) |
| レベル 1 | P1044 | ペルフルオロヘキサノ酸 (PFHxA) とその塩及び関連物質 |
| レベル 1 | P1045 | メチルフェノール化合物 |
| レベル 1 | P1046 | 農薬類 |
| レベル 1 | P1047 | UV安定剤 |
| レベル 1 | P1048 | ペルフルオロカルボン酸 (PFCAs) C9-C21 とその塩及び関連物質 |
| レベル 1 | P1049 | ポリ臭化ターフェニル |
| レベル 1 | P1050 | ハロゲン化ジフェニルメタン類 |
| レベル 1 | P1051 | ラテックス、天然ゴム |
| レベル 1 | P1052 | 過塩素酸塩 |
| レベル 1 | P1053 | テトラブロモビスフェノールA (TBBA、TBPA) |
| レベル 1 | P1054 | ペルフルオロブタンズルホン酸 (PFBS) 及び関連物質 |
| レベル 1 | P1055 | 1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) |
| レベル 1 | P1056 | 3~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH) |
| レベル 1 | P1057 | 16~35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH) |
| レベル 1 | P1058 | セレン |
| レベル 1 | P1059 | クロルピリホス |
| レベル 1 | P1060 | ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) |
| レベル 1 | P1061 | ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) |
| レベル 1 | P1062 | 塩素化芳香族炭化水素類 |

| 規制レベル | 管理No. | 物質名 |
|-------|-------|--|
| レベル1 | P1063 | 化審法 第一種特定化学物質 |
| レベル1 | P1064 | EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XIV |
| レベル1 | P1065 | ハロゲン系難燃剤 |
| レベル1 | P1066 | 2-フェニル-2-プロパノール |
| レベル1 | P1067 | ジフェニルチオ尿素 |
| レベル1 | P1068 | エストラゴール |
| レベル1 | P1069 | ヘキサメチレンテトラミン |
| レベル1 | P1070 | 2-メルカプトベンゾチアゾール |
| レベル1 | P1071 | 2-アミノエタノール |
| レベル1 | P1072 | N-ニトロソアミン類 |
| レベル1 | P1073 | p-フェニレンジアミン |
| レベル1 | P1074 | アセトフェノン |
| レベル1 | P1075 | アセトフェノンアジン |
| レベル1 | P1076 | フェノールフタレイン |
| レベル2 | P2001 | PFAS (Per-and Polyfluoroalkyl Substances) |
| レベル2 | P2002 | ビス (2-メトキシエチル) エーテル |
| レベル2 | P2003 | アクリレートモノマー グループ1 |
| レベル2 | P2005 | 4,4'-メチレンジアニリン |
| レベル2 | P2006 | ポリメチレンポリフェニルアミン |
| レベル2 | P2007 | ポリオキシエチレンニルフェニルエーテル |
| レベル2 | P2008 | ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル |
| 制限 | R002 | その他のフタル酸エステル (規制物質を除く) |
| 制限 | R003 | ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム |
| 制限 | R004 | 4- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール |
| 制限 | R005 | N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) |
| 制限 | R006 | エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME) |
| 制限 | R007 | リン酸トリキシル (TXP) |
| 制限 | R008 | 10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE) |
| 制限 | R009 | 10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキシエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTEとMOTEの反応生成物) |
| 制限 | R010 | REACH 高懸念物質 |
| 制限 | R011 | アクリレートモノマー グループ2 |
| 制限 | R012 | アルキルフェノールエトキシレート及びアルキルフェノール (APEO/AP) |
| 制限 | R013 | ビスフェノール類 |
| 制限 | R014 | ジフェニルアミン |
| 制限 | R015 | n-ヘキサン |
| 制限 | R016 | 特定の有機塩素化合物 |
| 制限 | R017 | 特定の溶剤類 |
| 制限 | R018 | 有機フッ素化合物 (P2003に該当する物質を除く) |
| 制限 | R019 | アンチモン及びその化合物 |
| 制限 | R020 | フェノール |
| 制限 | R021 | 有機スズ化合物 |
| 制限 | R022 | 殺生物剤 |
| 制限 | R023 | EU REACH規則 (EC) No 1907/2006 Annex XVII |
| 管理 | M001 | その他の多環芳香族炭化水素 (PAHs) (規制物質を除く) |
| 管理 | M002 | ビスマス及びその化合物 |
| 管理 | M003 | その他有機臭素系化合物 (PBB, PBDEを除く) |
| 管理 | M004 | その他有機塩素系化合物 (PCB, PCN, PCT, SCCPを除く) |
| 管理 | M005 | コバルト及びその化合物 (塩化コバルトを除く) |
| 管理 | M006 | 無機フッ素化合物 |
| 管理 | M007 | ヨウ素およびその化合物 |
| 管理 | M008 | chemSHERPA管理対象物質 |
| 管理 | M009 | 低分子シロキサン (≦20量体) |
| 管理 | M010 | ナノマテリアル (粒子径が1~100nmの化学物質) |
| 管理 | M011 | 燐及びその化合物 (赤燐/黄燐を除く) |
| 管理 | M012 | シアン化合物 |
| 管理 | M013 | 硫黄及びその化合物 |
| 管理 | M014 | 亜鉛及びその化合物 |
| 管理 | M015 | チタン及びその化合物 |
| 管理 | M016 | 揮発性有機化合物 (VOC) |
| 管理 | M017 | レアメタル |
| 管理 | M018 | TSCA 優先物質 (20 High-Priority Substances) |
| 管理 | M019 | バリウム及びその水溶性化合物 |
| 管理 | M020 | クロム及びその化合物 (六価クロムを除く) |
| 管理 | M021 | イソシアネート類 (モノマー) |
| 管理 | M022 | ニッケル及びその化合物 |
| 管理 | M023 | マイカ |
| 管理 | M024 | ベンジルアルコール |

| 規制レベル | 管理No. | 物質名 |
|-------|-------|-----------------------------------|
| 管 理 | M025 | グリシジルエーテル類 (モノマー) |
| 管 理 | M026 | アルミニウム及びその化合物 |
| 管 理 | M027 | リチウム及びその化合物 |
| 管 理 | M028 | マグネシウム及びその化合物 |
| 管 理 | M029 | 銅及びその化合物 |
| 管 理 | M030 | アクリレートモノマー グループ3 |
| 管 理 | M031 | 4-フェニルベンゾフェノン |
| 管 理 | M032 | フェニルビス(2,4,6-トリメチルベンゾイル)ホスフィンオキシド |
| 管 理 | M033 | フェニル(2,4,6-トリメチルベンゾイル)ホスフィン酸エチル |
| 管 理 | M034 | 1~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) |
| 管 理 | M035 | 3~7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) |
| 管 理 | M036 | 16~35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH) |
| 管 理 | M037 | セレン化合物 |
| 管 理 | M038 | 金及びその化合物 |
| 管 理 | M039 | スズ及びその化合物 (有機スズ化合物を除く) |
| 管 理 | M040 | タンタル及びその化合物 |
| 管 理 | M041 | タングステン及びその化合物 |
| 管 理 | M042 | グラファイト及びその化合物 |
| 管 理 | M043 | メタノール |
| 管 理 | M044 | マンガン及びその化合物 |
| 管 理 | M045 | バナジウム及びその化合物 |
| 管 理 | M046 | 銀及びその化合物 |
| 管 理 | M047 | 鉄及びその化合物 |
| 管 理 | M048 | モリブデン及びその化合物 |
| 管 理 | M049 | パラジウム及びその化合物 |
| 管 理 | M050 | 白金及びその化合物 |
| 管 理 | M051 | エピクロロヒドリン |
| 管 理 | M052 | メチル=ベンゾイルホルマー |
| 管 理 | M053 | スチレン |

ナミックス（株）
品質保証本部 宛

輸出貿易管理令に関する該非判定書

対象製品リスト

| No | 対象製品名 | No | 対象製品名 |
|----|-------|----|-------|
| 1 | | 6 | |
| 2 | | 7 | |
| 3 | | 8 | |
| 4 | | 9 | |
| 5 | | 10 | |

| 法令 | | 該非判定 | 該当項目（非該当となる場合はその理由も） |
|-----------------|-------|--------------|----------------------|
| 輸出貿易管理令 別表第1 | 1～15項 | 判定を選択 下さい | |
| 輸出貿易管理令 別表第2 | | 判定を選択 下さい | |

| | | |
|----------------------|--------|---|
| 回答年月日 | | |
| 会社名（事業所名） | | |
| 責任部署名 | | |
| 責任者 役職 氏名 印 | 役職 | |
| | 氏名 | 印 |
| | TEL | |
| | FAX | |
| | E-mail | |

NAMICSグリーン調達基準書 改訂記録

| 版数 | 年月日 | 改訂内容 | 改訂理由 | 改訂元 | |
|----|------------|--|--|--------|------------------------------|
| 9 | 2012/11/30 | 環境方針を追加し、全体の構成を見直す | 内容を、分かり易くするため | 品質保証本部 | |
| 10 | 2014/9/19 | 5. お取引先様と製造元様が異なる場合の追記 | 現状に即して、内容を分かり易くするため | 品質保証本部 | |
| | | 7.4 (1) 同上 | | | |
| | | 7.4 (5) 4) に管理Noの説明を追記 | | | |
| | | 7.4 (6) ワンセット → (6) SDS (7) MSDSplus | 7.5一覧表みなおしの関連で、SDSとMSDSplusを分けるため | | |
| | | 7.4 (7) 3) に説明を追記 | MSDSplusは、最新のものをご提出いただくため | | |
| | | 7.4 (7) 4) に説明を追記 | 調査対象が副資材の場合に、現状に即してご提出いただくため | | |
| | | 7.5一覧表みなおし | ・MSDSplusを、必須とするため ・別紙-4 (成分表) は、変更がある場合にのみ、ご提出いただくため | | |
| | | 7.5 (2) に説明を追記 | 調査の主旨を、お取引先様に御理解いただくため | | |
| | | 別紙-2. 非含有証明書の改訂 (分析データの状況をチェックする欄を追加) | 分析データの状況を、分かり易くするため | | |
| 11 | 2016/4/25 | 3.3(1) “規制物質” の定義に説明を追加 | 要求事項の明確化を図るため | 品質保証本部 | |
| | | 3.3(2) 環境負荷化学物質に“削減物質”の区分を新設 | | | |
| | | 3.4 用語の定義の追加 | | | |
| | | 7.4(2) 全面改訂 | | | 別紙-2 (適合証明書) の見直しに伴う |
| | | 7.4(3) 全面改訂 | | | 別紙-3 (成分表及び各国登録状況) の見直しに伴う |
| | | 7.5 一覧表の見直し | | | 別紙-3 (成分表及び各国登録状況) を、必須とするため |
| | | 関連規定の名称を「NAMICSグリーン調達基準 環境負荷化学物質リスト」に変更 | | | 基準書の利用の定義に揃えるため |
| | | 各種別紙の見直し | | | 基準書の要求事項との整合性を高めるため |
| 12 | 2017/6/16 | 3.2(3) 用語の定義に“ハロゲンフリー”を追加 | 塩素、臭素に対する要求事項を明確にするため | 品質保証本部 | |
| | | 5.2(3) 報告が必要となる含有状況の追加 | | | |
| | | 7.4(3) 分析項目に“フタル酸エステル類”を追加 | | | RoHS指令の規制対象物質の追加に備えるため |
| | | 7.4(6) 全面改訂 | | | 提出資料への“chemSHERPA”導入に伴う |
| | | 7.5 一覧表の見直し | | | |
| 13 | 2018/6/29 | 7.4(3) 必須の分析項目に“フタル酸エステル類”を追加 | RoHS指令の規制対象物質の追加に備えるため | 品質保証本部 | |
| | | 7.4(6) MSDSplusを提出資料から削除。 | 入力支援ツールの更新終了に伴い、chemSHERPAへ完全移項するため。 | | |
| 14 | 2019/6/28 | 3.4(7) 高精度分析を削除 | 分析に関する要求事項を7.4(2)にまとめた | 品質保証本部 | |
| | | 7.4(3) 分析要求に関する文言を変更 原材料、副資材共に分析対象を統一 | 現状の依頼状況に合わせ、 分析に関する要求事項を7.4(2)にまとめた | | |
| | | 7.4(6) chemSHERPAダウンロード用リンク先の修正 | リンク先の変更があったため | | |
| | | 7.4(6) chemSHERPA作成時の留意事項を修正。 | 現状の依頼状況に合わせるため | | |
| | | 7.5 原材料と副資材の要求資料を分け、副資材の要求資料を緩和。 | 必要情報を見直したため | | |
| | | 10 代表電話番号を追加 | 連絡先を補足するため | | |

| 版数 | 年月日 | 改訂内容 | 改訂理由 | 改訂元 |
|----|-----------|--|--|--------|
| 15 | 2020/6/30 | 7.4(1) 資料配布方法の変更 | グリーン調達基準書、各種資料をナミックホームページへ掲載する形に変更したため | 品質保証本部 |
| | | 9.2(1) 資料配布方法の変更 | | |
| 16 | 2021/7/30 | 目次 文言の修正 | 内容の見直しに伴う | 品質保証本部 |
| | | 2.3 その他材料を追加 | 適用範囲の拡大 | |
| | | 3.3(1) 全面改訂 | 別紙-2の見直しに伴う | |
| | | 3.4(6) 不純物に関する文言を変更 | 定義の明確化 | |
| | | 5.1 全面改訂 | 別紙-2の見直しに伴う | |
| | | 5.2(1)1) 全面改訂 | 別紙-2の見直しに伴う | |
| | | 7.4(2) 文言を追加、修正 | 別紙-2の見直しに伴う | |
| | | 7.4(4)5)を追加 | 別紙-3の見直しに伴う | |
| | | 7.5 該非判定書の項目を追加 | 別紙-3の見直しに伴う | |
| | | 9.1(1) 別紙-5 該非判定書を追加 | 別紙-5の追加に伴う | |
| 17 | 2022/6/30 | 別紙-2、別紙-3の見直し | 環境負荷化学物質リストの見直しに伴う | 品質保証本部 |
| 18 | 2023/8/1 | 5.2(1) 文言の修正 | 誤記修正 | 品質保証本部 |
| | | 6.2 文言の修正 | 対象を明確化するため | |
| | | 7.4(3) 要求分析データの条件見直し | 最新の分析要件に合わせるため | |
| | | 7.5 随時の要求資料見直し | 現状の依頼状況に合わせるため | |
| | | 別紙-2、別紙-3の見直し | 環境負荷化学物質リストの見直しに伴う | |
| 19 | 2024/9/1 | 1.2 方針の追加 | 品質・製品含有化学物質管理方針を追加のため | 品質保証本部 |
| | | 2.1 文言の見直し | 品質・製品含有化学物質管理方針を追加のため | |
| | | 2.2(3) 調達における製品含有化学物質管理の考え方を追加 | 品質・製品含有化学物質管理方針を追加のため | |
| | | 5.2 含有状況の報告様式を追加 | 報告対象様式を明確にするため | |
| | | 7.4(4)、7.5別紙-3補完資料についての要求を追加 | 調査様式追加のため | |
| | | 7.4(4)、7.5、8、9.1 別紙-4の要求を削除 | 調査様式削除のため | |
| | | 7.5、9.1 別紙の番号見直し | 調査様式削除のため | |
| | | 別紙-2、別紙-3の見直し 別紙-3補完資料の追加 別紙-4(システム構築状況調査票)の削除 | 環境負荷化学物質リストの見直しに伴う 社内運用見直しに伴う | |

| 版数 | 年月日 | 改訂内容 | 改訂理由 | 改訂元 |
|----|----------|-------------------------|---|--------|
| 20 | 2025/8/1 | 1.2 品質方針の削除 | グリーン調達基準書の目的を明確にする為 | 品質保証本部 |
| | | 1.3 製品含有化学物質管理方針の追加 | | |
| | | 7.4(3) ハロゲン分析要求の追加 | ナミックス製品のハロゲンフリー設計推進、世界的なPFAS規制を遵守した設計推進の為 | |
| | | 7.4(4) 全フッ素含有情報要求の追加 | | |
| | | 別紙-2、別紙-3の見直し | 環境負荷化学物質リストの見直し及び、ナミックス製品のハロゲンフリー設計推進、世界的なPFAS規制を遵守した設計推進の為 | |
| 21 | 2026/6/1 | 3.3、3.3(2) 削減物質を制限物質へ変更 | 用語の変更に伴う修正 | 品質保証本部 |
| | | 5.2(1) 削減物質を削除 | 削減物質への変更に伴う修正 | |
| | | 7.4(4)3 文言の修正 | 説明の明確化の為 | |
| | | 7.4(5) 文言の修正 | 要求の明確化の為 | |
| | | 別紙-2 1-1、1-2 規制物質の見直し | 環境負荷化学物質リスト見直しの為 | |
| | | 別紙-3 再生材使用状況調査の追加 | 原材料の再生材使用状況把握の為 | |
| | | 別紙-3 ハロゲン含有量回答時の補足を追加 | 回答数値の優先度を明確にする為 | |